

汚水処理施設移管のための 同意確認書について

すでに各ご家庭にお配りし、記入の上返送していただいております。記入に際し、いくつかご質問をいただいておりますので、確認の意味も含めて、お知らせいたします。

<質問> 須賀川市からの「公共下水道受益者負担金」を見ると、移管するときに費用がかかるのではないかと心配になるが？

<回答> 移管までには、浄化槽施設や配管の補修をする必要がありますが、現在皆様からいただいている管理費やこれまで積み立ててきた基金から支出いたします。

また、受益者負担金につきましても、管理組合として対応いたしますので、個人としてご負担いただくことはありません。

<質問> 移管後の料金はどうなるのか？

<回答> 須賀川市の下水道使用料と同じになります。水道の使用量によって料金が変わり、市全体の平均水道使用量（2ヶ月で40 m³）をもとにすると、9,500円 ⇒ 6,380円（2か月分）となります。

<質問> 現在は、汚水処理施設管理費の他に、共用施設関連費として月額975円を支払っているが、こちらはどうなるのか？

<回答> 公園や緑道の管理は引き続き行うようになるので、975円についても、引き続きいただくようになる予定です。

ただ、現在は町内会組織と管理組合組織の二本立てになっているので、移管後はどのような組織が良いのか、検討を続けているところ です。

**まだ、同意書を出されていない方は、
10月19日（日）までにお出し下さる
よう、お願いいたします。**

（文責：あおば町管理組合）

※ ご質問・ご意見等は、業務委託をしているヒトキエンジニアリングへお寄せ下さい。